

下水道事業の概要

萩市上下水道事業審議会
(第1回)

令和7年1月23日(木)



萩市上下水道局

- 下水道事業は、下表のとおり、大きく分けて「公営企業として実施されるもの」と「一般会計で実施されるもの」があります。その中でも、「下水道（国土交通省）」「集落排水施設（農林水産省）」「浄化槽（環境省）」の3つ事業に分かれ、更に事業ごとの施設が細分化されています。
- 汚水処理人口普及率は、令和5年度末現在、全国で93.3%、山口県で90.0%となっています。

■ 公営企業として実施されるもの

※汚水処理人口普及率＝（下水道供用開始済人口＋集落排水施設供用開始済人口＋浄化槽処理人口）÷総人口

	下水道		集落排水施設		浄化槽	
事業名	公共下水道 特定公共下水道 特定環境保全公共下水道	流域下水道 (都道府県が実施)	農業集落排水施設 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設	小規模集合排水処理施設	特定地域生活排水処理施設	個別排水処理施設
法律の根拠等	下水道法第2条第3号	下水道法第2条第4号	法律上の位置づけはない（地域再生法第5条） 設置及び維持管理は浄化槽法が適用される		浄化槽法第2条第1号	
	国土交通省の補助事業		農林水産省の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上等	地方単独事業 ※住宅戸数 2戸以上20戸未満	環境省の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上	地方単独事業 ※住宅戸数 20戸未満
特別会計設置義務	公共下水道事業のみ有り (地方財政法施行令第46条第13号)	無し ※下水道事業債の借入対象の要件として、特別会計を設置				

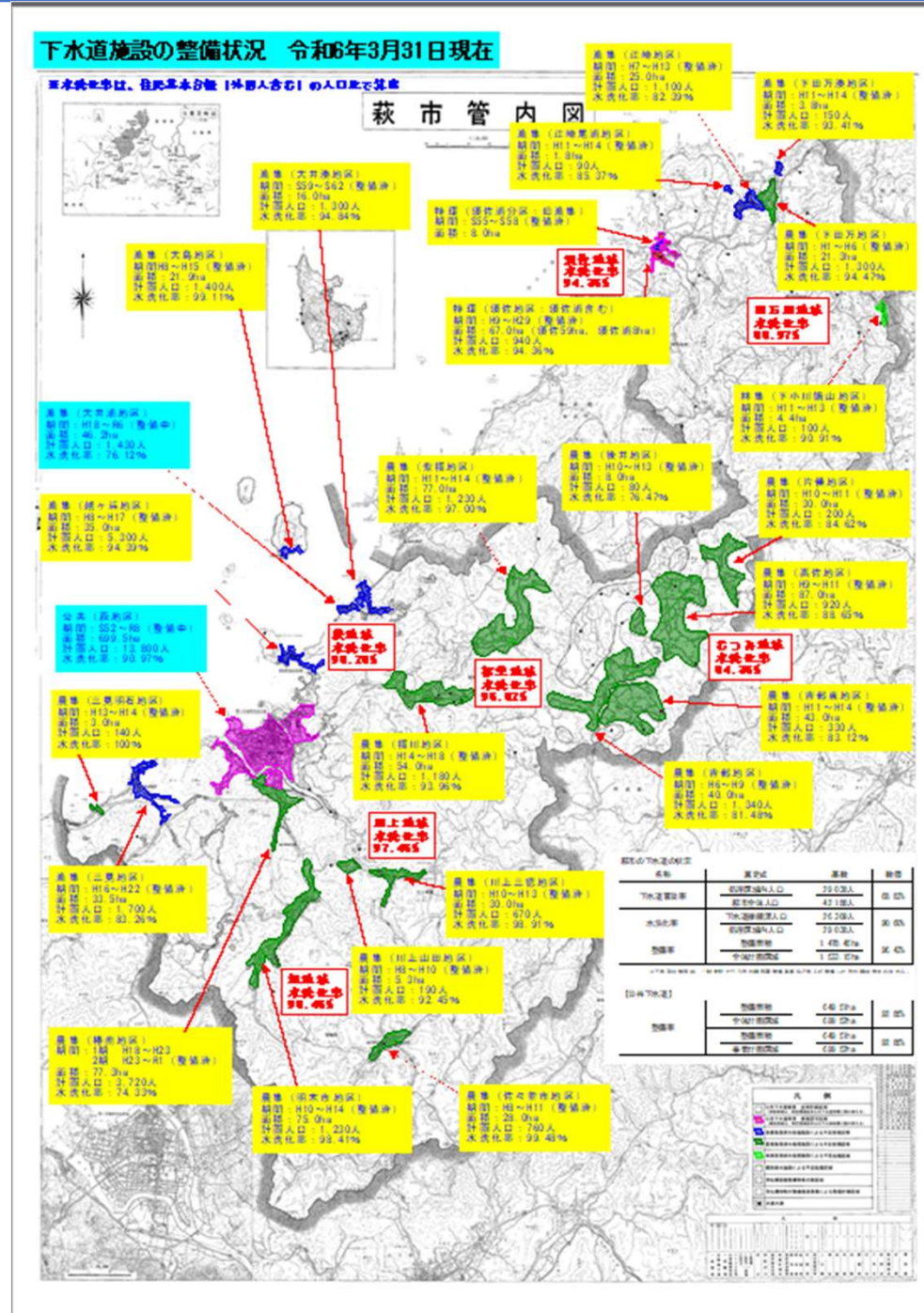
■ 一般会計（一般会計等）で実施されるもの

	下水道	集落排水施設	浄化槽	
事業名	都市下水路	—	コミュニティ・プラント	浄化槽（個人設置）
法律の根拠等	下水道法第2条第5項	—	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	浄化槽法第2条第1号

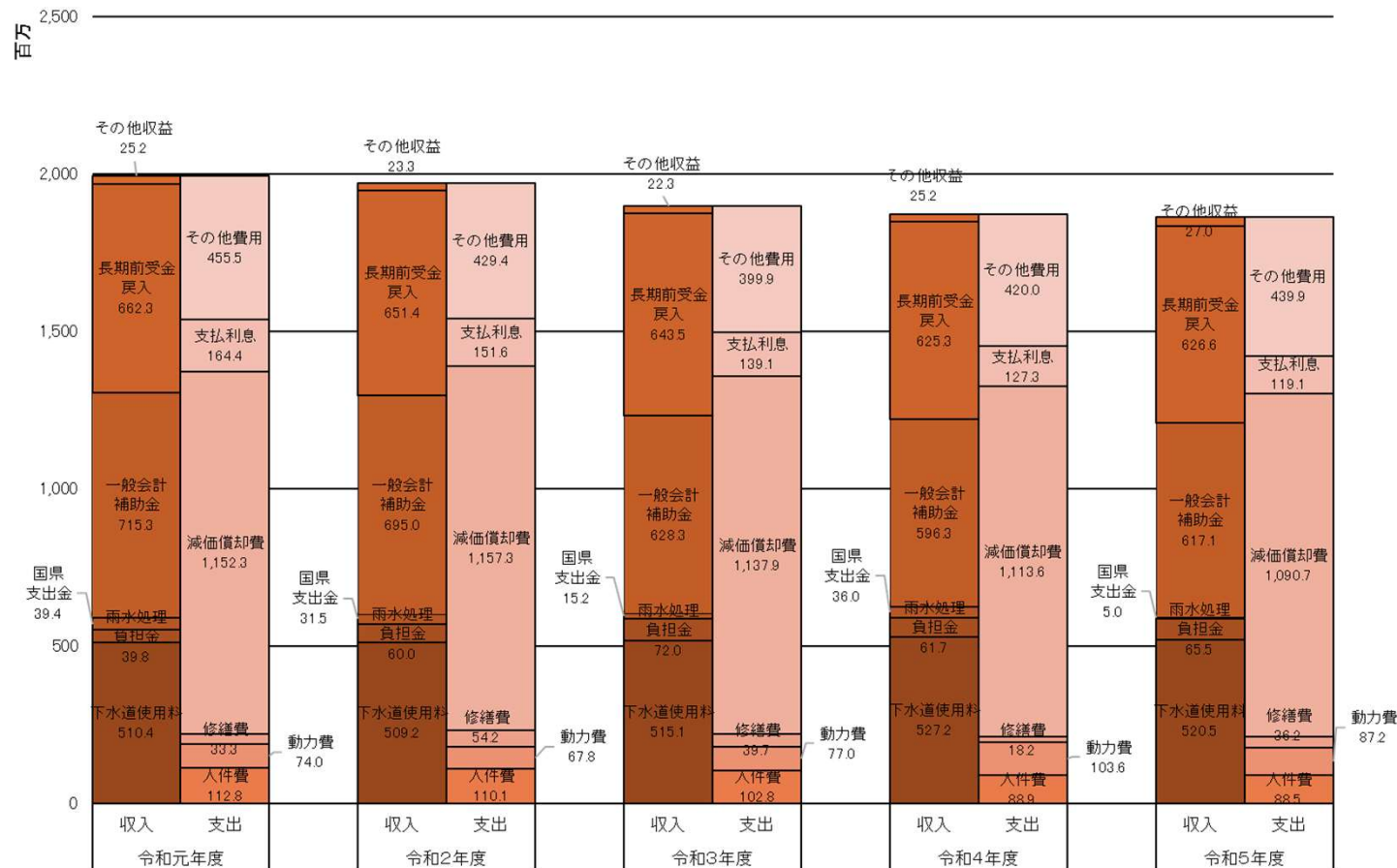
- 萩市の下水道事業会計で管理運営している下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、特定地域生活排水事業及び個別排水事業の7事業で、集合処理を25処理区（24処理場）と浄化槽（市町村設置型）2地区を実施しています。
- 萩市の令和6年3月31日現在の汚水処理人口普及率は89.5%、汚水衛生処理率は84.8%となっています。

※汚水処理人口普及率＝（下水道供用開始済人口＋集落排水施設供用開始済人口＋浄化槽処理人口）÷ 行政区域内人口
 ※汚水衛生処理率＝（下水道接続済人口＋集落排水施設接続済人口＋浄化槽処理人口）÷ 行政区域内人口

事業名	実施地域	概要
公共下水道事業	萩	萩市中心部に位置する萩処理区が昭和52年度（1977年）に事業着手して、昭和60年度（1985年）に供用開始しました。現在も整備中です。
特定環境保全公共下水道事業	須佐	須佐地域に位置する須佐処理区が平成10年度（1998年）に事業着手して、平成15年度（2003年）に供用開始しました。平成24年度（1995年）に、隣接する漁業集落排水事業の浦処理区を編入しています。
農業集落排水事業	萩、川上、田万川、むつみ、旭、福栄	6地域14地区で事業を行い、平成元年度（1989年）に事業着手して、平成6年度（1994年）に供用開始しました。
漁業集落排水事業	萩、田万川、須佐	萩市で最も早く処理を開始した事業です。 3地域8地区で事業を行い、昭和55年度（1980年）に事業着手して、昭和59年度（1984年）に供用開始しました。現在も1地区（大井）が整備中です。
林業集落排水事業	田万川	田万川地域に位置する下小川鍋山地区が平成11年度（1999年）に事業着手し、平成13年度（2001年）に供用開始しました。
特定地域生活排水事業	萩、旭	萩地域及び旭地域の一部の地区で事業を行い、平成8年度（1996年）に事業実施して、平成23年度（2011年）に事業完了しました。
個別排水事業	田万川、むつみ	田万川地域及びむつみ地域の一部の地区で事業を行い、平成9年度（1997年）に事業実施しました。



- 下水道事業会計は、国（総務省）の要請により平成29年4月から公共下水道を、平成30年4月から集落排水施設等を、地方公営企業法を適用して、「公営企業会計」で経理しています。
- 下水道事業会計も公営企業会計ですので、一般会計のような現金主義の会計ではなく、発生主義の複式簿記で記帳し、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書などの財務諸表を作成することが義務付けられています。
- 下水道事業会計は、『雨水公費・汚水私費』の原則はありますが、収支の不足分を一般会計から繰入れを行い、収支が均衡するようにしていますので、純利益や純損失はありません。



- 下水道使用料は、基本水量までは定額の「基本使用料」と基本水量を超えた水量に応じて加算する「超過使用料」と水量の使用水量に応じて段階的に超過使用料が累進する「累進使用料」の三部制の使用料を採用しています。
- 使用料は2か月ごとに水道料金と合算して請求しています。（下表は、2か月あたりの税抜の金額です。）
- 使用料体系は、汚水の水質による「用途別」の使用料体系を採用しています。

用途別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
一般汚水	20m ³ まで	2,600円	20m ³ を超え40m ³ まで	140円
			40m ³ を超え60m ³ まで	160円
			60m ³ を超え100m ³ まで	165円
			100m ³ を超え200m ³ まで	185円
			200m ³ を超えるもの	190円
公衆浴場汚水	20m ³ まで	2,600円	20m ³ を超え40m ³ まで	120円
			40m ³ を超えるもの	70円
温泉汚水	20m ³ まで	2,600円	20m ³ を超え40m ³ まで	120円
			40m ³ を超えるもの	70円

◆主要な計画

1. 萩市汚水処理施設整備構想
2. 萩市公共下水道事業計画
3. 萩市公共下水道ストックマネジメント計画
4. 萩市農業集落排水事業機能保全計画
5. 萩市漁業集落排水事業機能保全計画
6. 萩市下水道事業経営戦略
7. 萩市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）
8. 萩市下水道事業新型インフルエンザ感染症業務継続計画

など

◆今後の主な整備計画等

- 公共下水道（汚水）の整備完了（令和8年度末）
- 公共下水道、集落排水施設の改築、更新事業
- 公共下水道の雨水管理総合計画の策定
- 下水道使用料の改定（令和9年10月予定）
- 萩市下水道経営戦略の改定（令和9年度）

第5次萩市汚水処理施設整備構想

令和3年3月



萩市上下水道局



 	法定計画
 	任意計画
 	集落排水事業
 	下水道事業

